

宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を 改正する条例を制定するについて

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第2項の条例で定める事務（独自利用事務）の追加等に伴い所要の改正を行うものです。

1 改正の概要

（1）システム標準化に伴う住登外者宛名番号管理の独自利用事務の追加

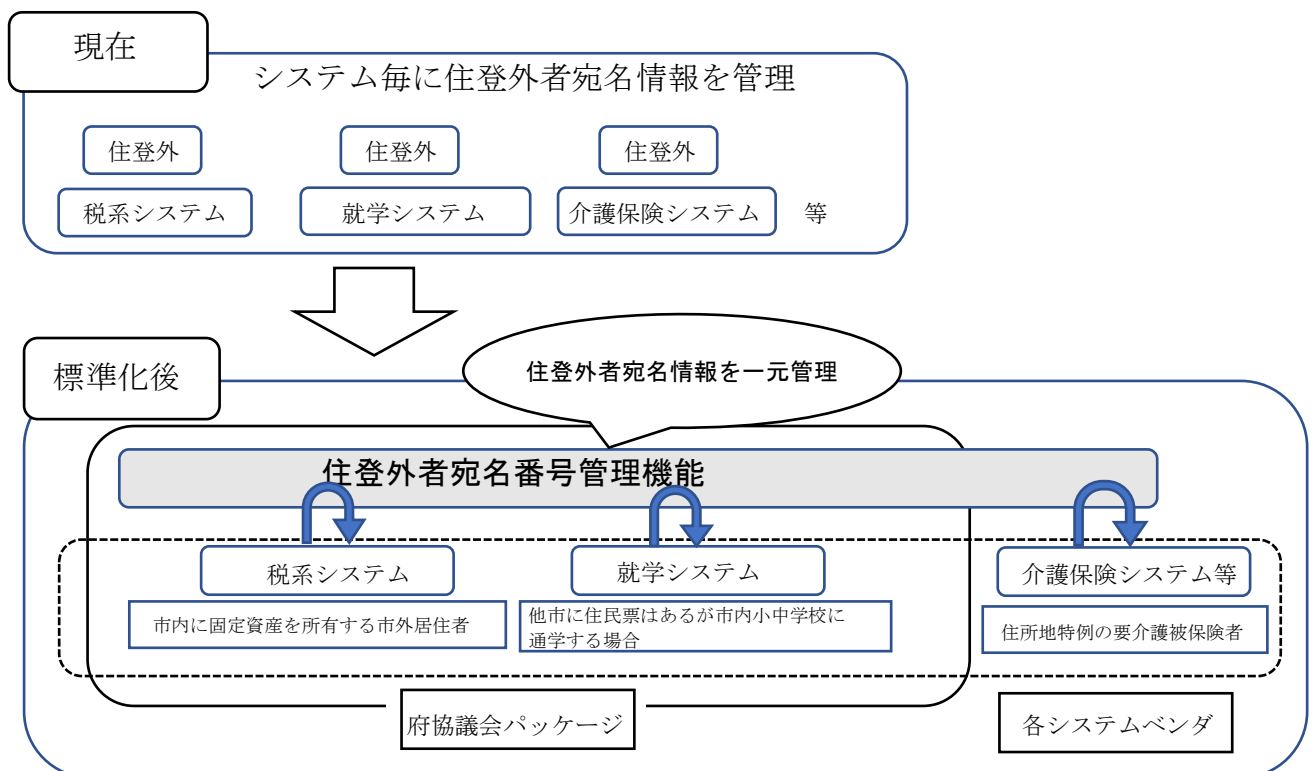
①標準化に伴う住登外者宛名情報を一元管理するための住登外者宛名番号管理機能の実装

住登外者：宇治市に住民登録はされていないが、宇治市で課税や給付を受ける者

（例）・市外の高齢者介護施設への入所に伴い、市の被保険者資格を継続したまま転出する者

・市内に固定資産を所有する市外居住者

住登外者宛名情報登録事例



②住登外者宛名情報の一元管理による効果

業務ごとに個別の番号で管理していた住登外者を共通で付番・管理することにより、複数付番の解決や、情報連携を容易にするなど、宛名管理業務等の効率化を図るもの。

③利用システム一覧

令和 8 年 9 月以降、標準化システムの稼働にあわせて利用を開始
(15 業務)

利用開始 (予定)	利用業務
令和 8 年 9 月	生活保護、固定資産税、個人住民税、軽自動車税、就学、国民年金、国民健康保険、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援
令和 8 年 11 月	障害者福祉
令和 9 年 3 月	後期高齢者医療、介護保険
令和 9 年度以降	法人住民税

※なお、戸籍、戸籍の附票、住民基本台帳、選挙人名簿管理、印鑑登録業務は住登外者宛名情報は不要のため利用しない。

(2) 所得証明書の提出など市民の負担軽減につながることを目的とする独自利用事務の追加

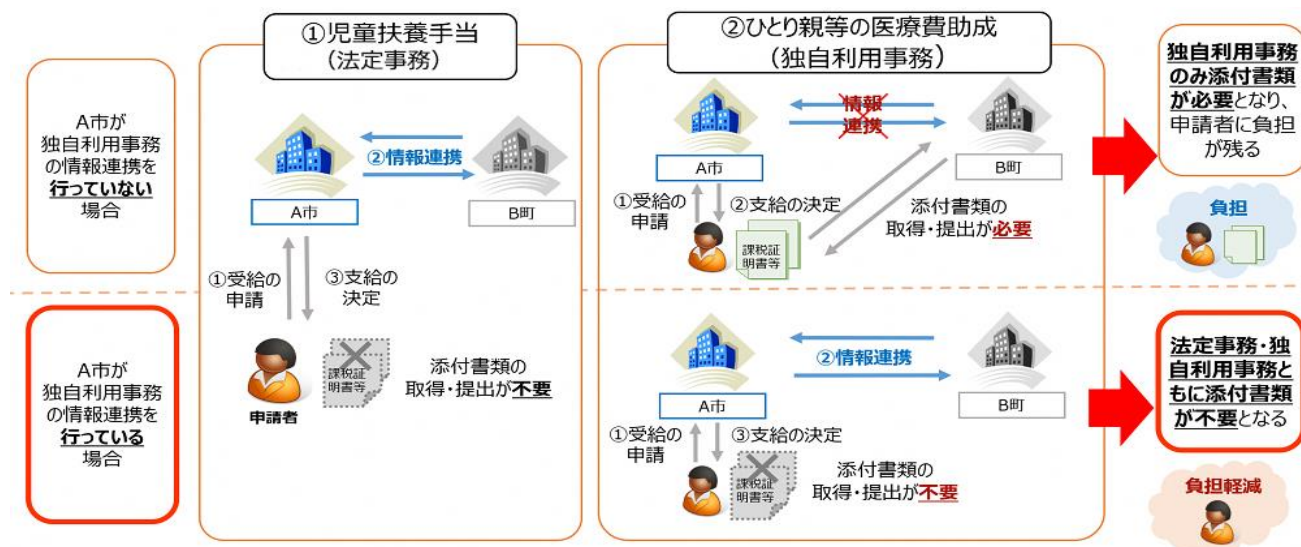
①概要

申請時に所得証明等の提出が必要となる 18 事務について、個人番号の独自利用事務として定め、申請書類の提出を省略するもの。

例：B 町から A 市に転入した申請者が

⑦児童扶養手当(法定事務)、

①ひとり親等の医療費助成(独自利用事務)の申請を行う場合



②独自利用事務として条例に追加する効果

個人番号を利用した情報照会を実施することで本人からの添付書類を省略でき、申請時の利便性の向上が図られる。

③独自利用として条例に追加し新たに情報連携を実施する事務

	事務名	事務概要	年間 審査 件数	内 証明書 添付 件数	番号制度利用し取得する情報 ※新たに取得する情報には下線 取りやめる情報には取消線
1	宇治市犯罪被害者等見舞金支給事業	犯罪行為により死亡した者の遺族又は犯罪行為により傷害を受けた者に、犯罪被害者等見舞金を支給するもの。	5 未 満	0	<u>戸籍関係情報</u>
2	宇治市障害者自立支援医療特別対策事業	身体障害者のうち条件を満たす対象者に対し、対象者が各種保険の被保険者として負担すべき医療費の一部を助成するもの。	20	0	<u>医療保険給付関係情報</u> <u>年金支給情報</u> <u>地方税関係情報</u>
3	宇治市こどもショートステイ事業	保護者が入院や出張、育児疲れなどの理由により、一時的に家庭で子育てが困難となった場合に、児童養護施設等で一定期間養育を実施するもの。	10	5 未 満	<u>生活保護関係情報</u> <u>地方税関係情報</u>
4	宇治市乳幼児健康支援一時預かり事業	児童の病氣回復期等における保護者の就労を支援するため、市内2ヵ所の医療機関で病児保育を実施するもの。	10	0	<u>生活保護関係情報</u> <u>地方税関係情報</u>
5	宇治市放課後児童健全育成事業運営要綱による学童保育協力金決定に関する事務	保護者は育成事業の実施に必要な経費の一部として学童保育協力金を納付しなければならず、保護者の所得に基づき協力金を決定するもの。	2,200	30	<u>生活保護関係情報</u> <u>地方税関係情報</u>
6	子育て世帯訪問支援事業	子の養育環境に課題のある家庭への家事・育児等の訪問支援を実施するもの。	30	0	<u>生活保護関係情報</u> <u>地方税関係情報</u>
7	宇治市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親又はその児童を対象に、高卒認定試験合格のための講座の受講開始時、修了時及び高卒認定試験合格時に受講費用の一部を支給するもの。	0	0	<u>戸籍関係情報</u> <u>地方税関係情報</u>

8	宇治市奨学資金貸与事業	勉学意欲がありながら経済的理由により就学が困難な者に無利子で奨学資金を貸与するもの。	0	0	地方税関係情報
9	産後ケア事業	産後において支援を必要としている母子に対して、心身のケア、育児の支援その他母子の健康増進に必要な支援を実施することにより、母親とその家族が健やかな育児ができるよう支援するもの。	150	10	地方税関係情報 生活保護関係情報
10	独自予防接種（風しん予防接種助成事業費）	先天性風しん症候群を予防し、住民の健康保持増進を図ることを目的に、風しんの予防接種の実施に要する費用の一部を助成するもの。	40	5 未満	地方税関係情報 生活保護関係情報
11	がん検診等の費用の徴収に関する事務	申請に基づき、各種がん検診（大腸・前立腺・乳・子宮・胃・肝炎ウイルス・胃がんリスク）の検診受診時年齢が75歳未満の者で生活保護世帯、市民税非課税世帯、中国残留邦人等支援給付世帯に該当する者の自己負担金について免除するもの。	1,800	10	地方税関係情報 生活保護関係情報 中国残留邦人等支援給付関係情報
12	宇治市子育て支援医療費支給事業	乳幼児、小学生、中学生及び高校生年代までの子に対し、健康の保持及び福祉の増進のため医療費の助成を行うもの。	0	0	生活保護関係情報 医療保険給付関係情報
13	重度心身障害者・一人親家庭に対する宇治市福祉医療費支給事業（一人親）	一人親家庭児及びその親などに対し、健康の保持及び福祉の増進のため医療費の助成を行うもの。	3,800	70	地方税関係情報 生活保護関係情報 戸籍関係情報 医療保険給付関係情報
14	重度心身障害者・一人親家庭に対する宇治市福祉医療費支給事業（重度心身障害者）	一定の障害のある重度心身障害者に対し、健康の保持及び障害者福祉の向上のため医療費の助成を行うもの。	2,000	60	住民票関係情報 地方税関係情報 生活保護関係情報 障害者関係情報 医療保険給付関係情報

15	重度心身障害老人の健康管理に要する費用の支給に関する事務	後期高齢者医療制度の被保険者である重度心身障害老人に対し、健康の保持及び障害者福祉の向上のため医療費の助成を行うもの。	2,800	20	地方税関係情報 障害者関係情報 医療保険給付関係情報
16	老人に対する宇治市福祉医療費支給事業	65歳から69歳までの医療保険加入者で一定の条件に該当する者に対し、健康の保持及び福祉の増進のため医療費の助成を行うもの。	1,800	5 未満	地方税関係情報 生活保護関係情報 医療保険給付関係情報
17	市営住宅一時使用の家賃の決定	市営住宅への一時使用者の家賃等を決定するもの。	5	0	住民票関係情報 地方税関係情報 戸籍関係情報 障害者関係情報
18	就学援助に関する事務	義務教育を受ける機会を均等に保障するため、経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学校で必要な学用品費、給食費、校外活動費、医療費などの援助を行うもの。	2,200	40	住民票関係情報 地方税関係情報 戸籍関係情報 児童扶養手当関係情報
			16,865	240	

(3) 準法定事務化に伴う独自利用事務の削除

独自利用事務として追加した「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置」について、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令が令和6年5月、令和7年7月に公布施行されたことにより生活に困窮する外国人の情報連携が準法定事務で可能となったため削除する。

2 施行日

○1 (1) 関係：令和8年9月24日

「住登外者宛名番号管理機能」については、標準化対応府協議会パッケージシステムに実装される機能であり、システム稼働予定日である令和8年9月24日を施行日としている。

○1 (2)、(3) 関係：公布の日から起算して8月を超えない範囲において 規則で定める日

市民負担軽減を目的とした情報連携については、国の個人情報保護委員会において審査等が行われた後、令和9年2月中旬から開始するため、公布日から8月を超えない範囲において規則で定める日としている。

- ・ 令和8年6月 国の個人情報保護委員会へ届出
- ・ 令和9年1月 連携開始日の通知
- ・ 令和9年2月中旬 連携開始

3 今後の予定

令和 8 年 9 月 システム標準化に伴う住登外者宛名番号管理事務の利用
開始

令和 9 年 2 月 市民の負担軽減につながることを目的とした18業務
情報連携等開始